

令和元年度（平成31年度）

市税概要



龍ヶ崎市

税務課

目 次

I 龍ヶ崎市の概要	
(1) 龍ヶ崎市プロフィール	1
(2) 龍ヶ崎市の位置	1
(3) 龍ヶ崎市の人口	1
II 龍ヶ崎市の税務概要	
(1) 龍ヶ崎市行政組織機構	2~3
(2) 税務課・納税課職員配置表	3
(3) 税務課・納税課分掌事務	4
(4) 市税について	5
(5) 平成30年度決算額及び平成31年度当初予算額	6
(6) 市税収入	7~8
(7) 市税収入等の年度別比較	9
III 個人市民税	10
(1) 納税義務者数	11
(2) 調定額の推移	12
(3) 所得区分別所得額	13
(4) 所得区分別所得割納税義務者数	13
(5) 所得区分別所得割額	13
(6) 特別徴収義務者数	13
(7) 控除別納税義務者数	14
(8) 寄附金税額控除	15
(9) 個人市民税税率の推移	15
IV 法人市民税	16
(1) 均等割税率別法人数	17
(2) 調定額の推移	17
(3) 産業分類別法人数	18
V 固定資産税	19
1. 課税状況	
(1) 納税義務者数	20
(2) 課税標準額	21

2. 土 地	
(1) 価額・課税標準額等	22
(2) 筆数	23
3. 家 屋	
(1) 木造家屋	23
(2) 非木造家屋	24
4. 償却資産	
(1) 納税義務者数	25
(2) 価額・課税標準額等	25
VI 国有資産等所在市町村交付金	26
(1) 国有資産等所在市町村交付金	26
VII 都市計画税	27
(1) 価額・課税標準額等	28
VIII 軽自動車税	29~30
(1) 車種別課税台数	31
(2) 車種別調定額	32
IX 市たばこ税	33
(1) 売上本数・調定額	34
X 徴 収	
(1) 納付方法別収納状況	35
(2) 税目別不納欠損の状況	36
(3) 督促発送件数	36
(4) 滞納処分の状況	
① 差押（参加差押含む）	37
② 交付要求	37
XI 証 明 書 等	
(1) 平成30年度各種証明件数及び手数料年間集計表	38

I 龍ヶ崎市の概要



(1) 龍ヶ崎市プロフィール

龍ヶ崎市は、茨城県の南部に位置しており、都心から45km、筑波研究学園都市から20km、成田国際空港から20kmに位置しています。鉄道や道路などの交通網が整備されているため、都心へのアクセスが便利で、海外へもアクセスしやすい場所に位置しています。市の大きさは東西約12km、南北約9kmに広がり、面積は78.55km²です。

皇居のお堀から譲り受けた白鳥が優雅に泳ぎ、冬には夕日に映える雄大な富士山が望める牛久沼。筑波山はもちろん、天気の良い日には富士山や東京スカイツリーが見える龍ヶ崎で一番高い場所の龍ヶ岡公園内のたつのこやま。住宅街には大小さまざまな公園も数多くあり、自然があふれています。また、市内に広がる田園地帯では地平線が見え、都心から近いのにどこか遠くの田舎に来たような感覚が味わえます。

また、子育て相談などができる子育て支援センター「さんさん館」や、温浴交流施設「湯ったり館」、体育館・プールがある「たつのこアリーナ」、大学サッカー・ラグビーが行われる「たつのこフィールド」、大学野球も行われる「たつのこスタジアム」といった総合運動公園など、家族連れをはじめとする市民に親しまれている施設もあり、豊かな自然の中で暮らしやすい街です。

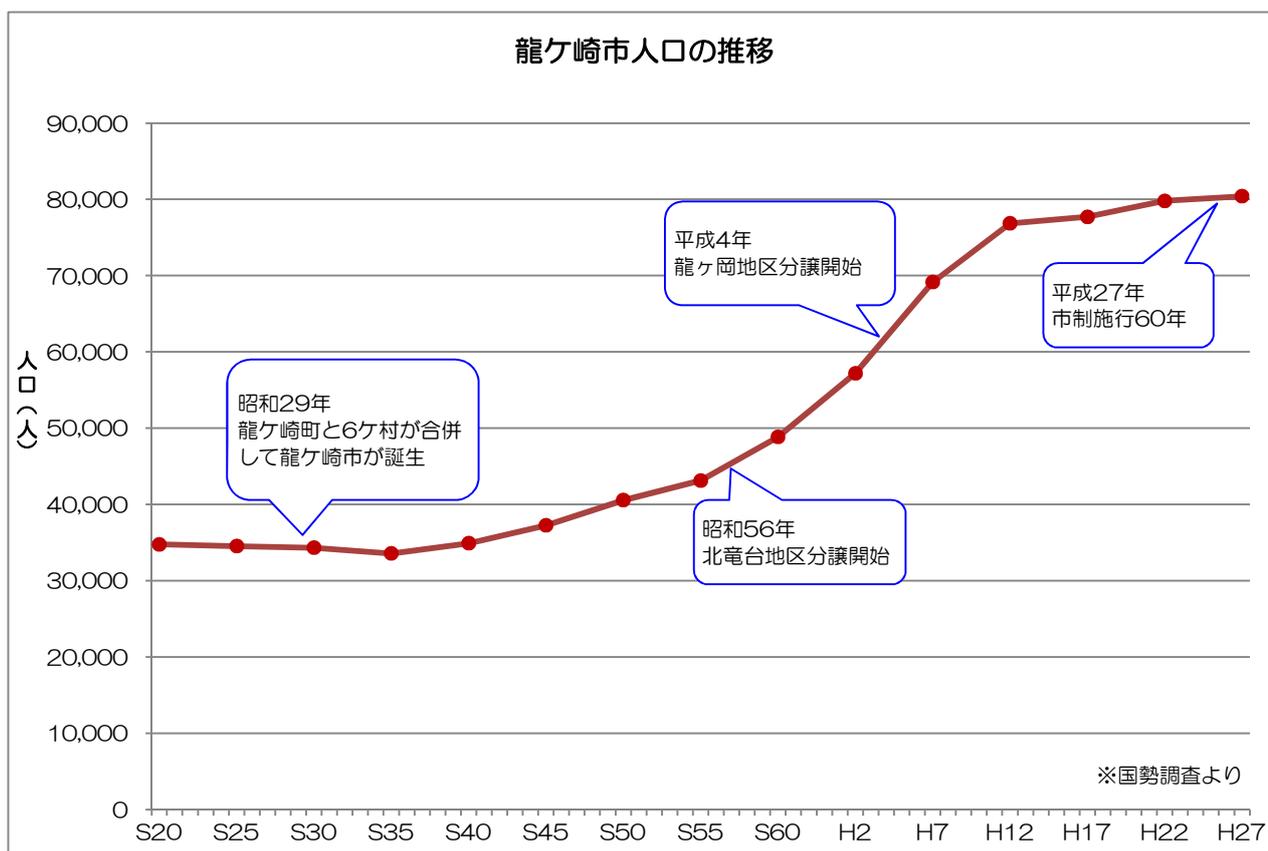
(2) 龍ヶ崎市の位置

茨城県の南部
東西約12.3km 南北約9.3km
面積78.55平方km



(3) 龍ヶ崎市の人口

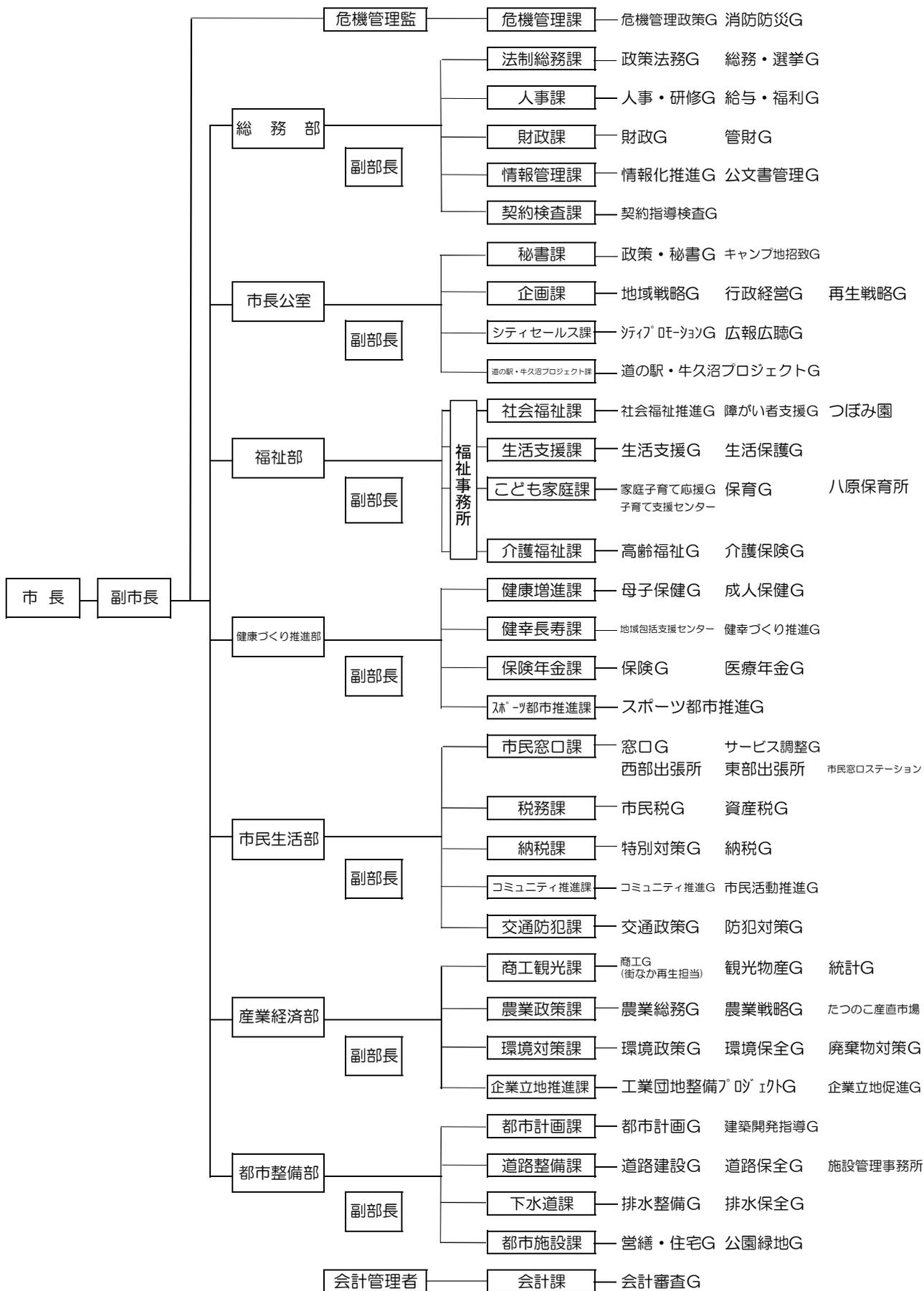
77,196人（令和元年8月1日現在）
男 38,536人
女 38,660人
世帯数 33,957世帯



II 龍ヶ崎市の税務概要

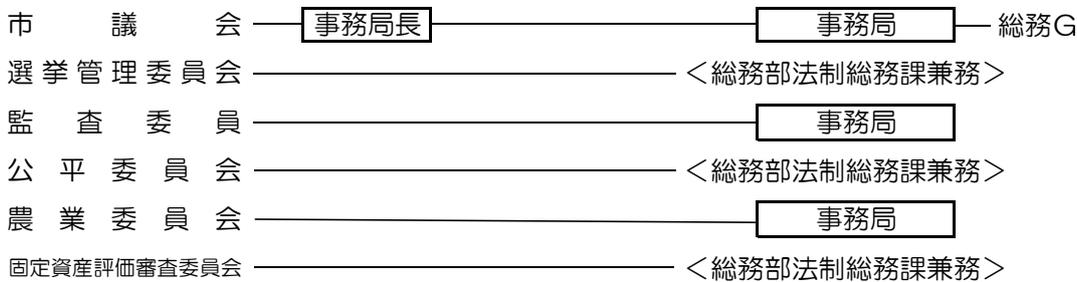
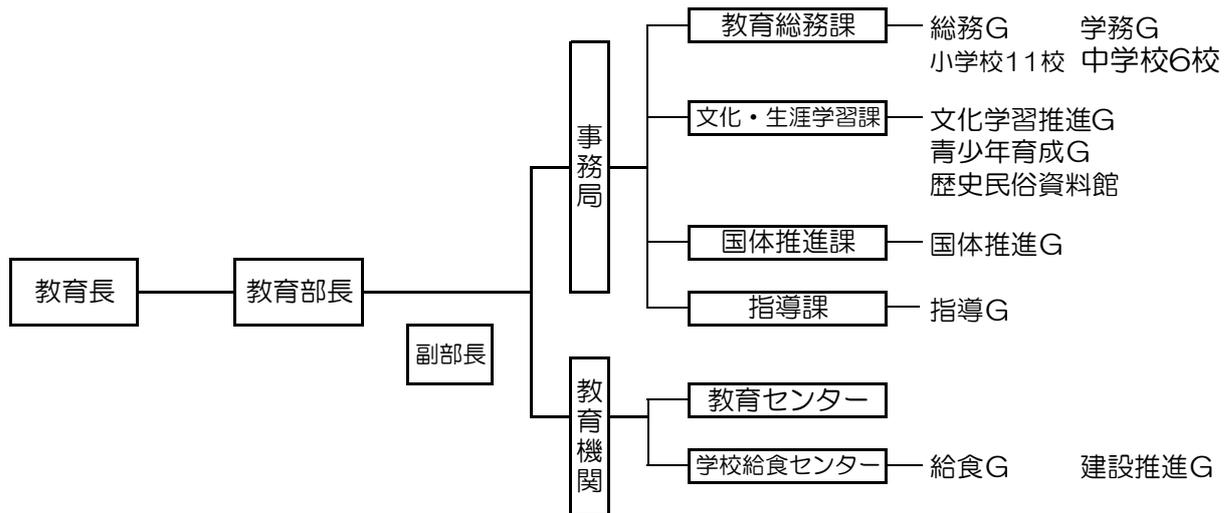
(1) 龍ヶ崎市行政組織機構(平成31年4月1日現在)

※Gはグループの略



教育委員会

※Gはグループの略



(2) 税務課・納税課職員配置表

平成31年4月1日

課名	役職名	課長	課長補佐 グループリーダー	主査 係長 副主査	主幹	副主幹 主事	計
	グループ名						
税務課		1					1
	市民税グループ		1	3		4	8
	資産税グループ		1	2	1	3	7
	小計	1	2	5	1	7	16
納税課		1					1
	特別対策グループ		1	1	1	3	6
	納税グループ		1	2	1		4
	小計	1	2	3	2	3	11
合計		2	4	8	3	10	27

(3) 税務課・納税課分掌事務

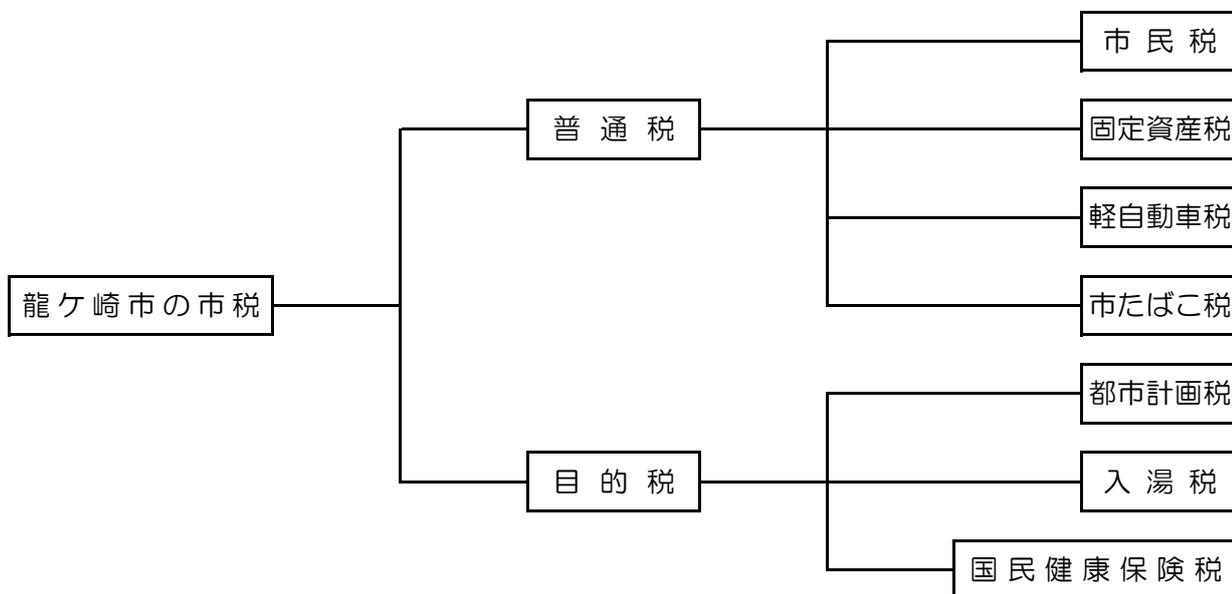
平成31年4月1日

課名	グループ名	分掌事務
税務課	市民税グループ	(ア) 市民税の賦課に関する事。 (イ) 市民税の課税資料の調査及び収集に関する事。 (ウ) 市税等の証明に関する事。 (エ) 入湯税に関する事。 (オ) 課内の庶務に関する事。
	資産税グループ	(ア) 固定資産の調査及び評価に関する事。 (イ) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。 (ウ) 土地台帳、家屋台帳、地図等の整備保管に関する事。 (エ) 課税台帳の縦覧に関する事。 (オ) 償却資産の調査及び評価に関する事。 (カ) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 (キ) 特別土地保有税に関する事。 (ク) 軽自動車税の賦課に関する事。 (ケ) 市たばこ税に関する事。 (コ) 自動車臨時運行許可に関する事。
納税課	特別対策グループ	(ア) 市税（国民健康保険税を含む。以下この表において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関する事。 (イ) 市税の催告に関する事。 (ウ) 差押え（参加差押えを含む。）及び公売に関する事。 (エ) 債権の届出に関する事。 (オ) 市税の執行停止及び欠損に関する事。 (カ) 徴収の囑託及び受託に関する事。 (キ) 茨城租税債権管理機構に関する事。 (ク) 納税推進会議に関する事。
	納税グループ	(ア) 納税思想の普及に関する事。 (イ) 市税の徴収管理に関する事。 (ウ) 市税の督促状発行に関する事。 (エ) 市税の口座振替に関する事。 (オ) 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。 (カ) 課内の庶務に関する事。

(4) 市税について

市税の種類

税金は、納める先によって、国税、（都道府）県税、市（区町村）税の3つに区分されます。このうち市に納めていただくものが市税です。



普通税は、納められた税金の使いみちが特に定められていないので、どのような事業の費用にも充てることができる税金です。

目的税は、納められた税金の使いみちが、法律等によって定められている税金です。

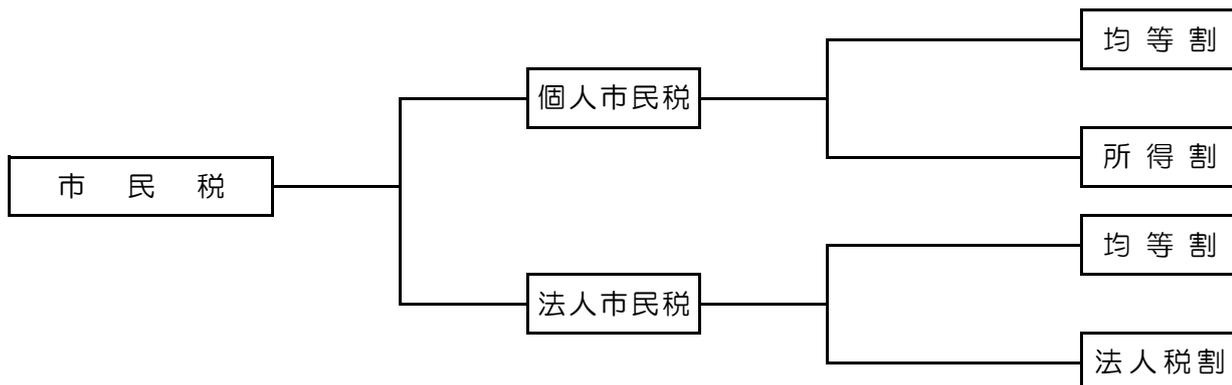
都市計画税は、下水道、生活道路等の都市計画施設の整備のために使われています。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興に要する費用に使われます（市税条例の免除規定により、当市では実質的に課税していません）。

国民健康保険税は、国民健康保険加入者の健康増進や医療費に使われています。

市民税

市民税には、個人にかかる個人市民税と会社等の法人にかかる法人市民税の2種類があり、それぞれ、均等の税額によって納めていただく均等割と、所得に応じて納めていただく所得割（法人の場合は法人税割）からなります。



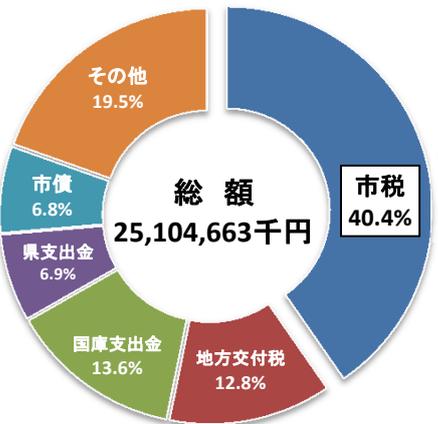
(5) 平成30年度決算額及び平成31年度当初予算額

【平成30年度決算額】

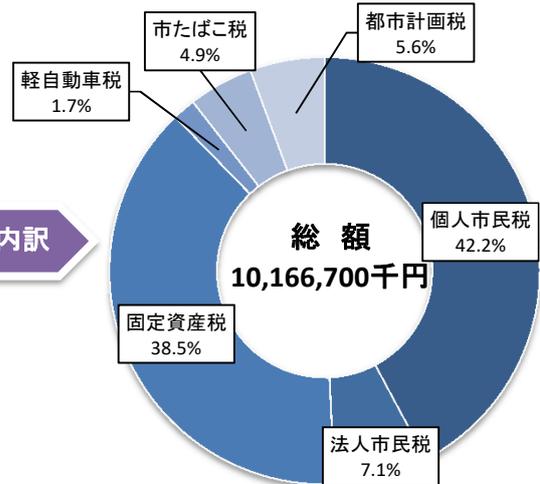
区分	金額(千円)	割合
市税	10,150,573	40.4%
地方交付税	3,210,989	12.8%
国庫支出金	3,408,073	13.6%
県支出金	1,733,211	6.9%
市債	1,719,073	6.8%
その他	4,882,744	19.5%
合計	25,104,663	100%

内訳

区分	金額(千円)	割合
個人市民税	4,280,867	42.2%
法人市民税	726,156	7.1%
固定資産税	3,904,571	38.5%
軽自動車税	175,149	1.7%
市たばこ税	494,408	4.9%
都市計画税	569,422	5.6%
合計	10,150,573	100%



市税の内訳

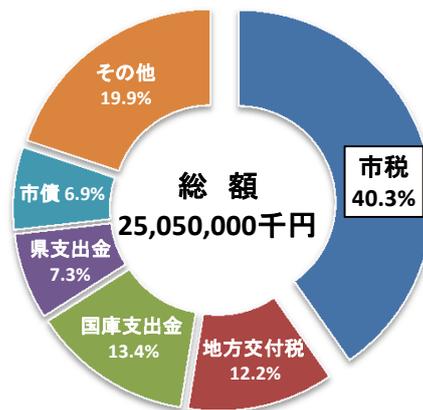


【平成31年度当初予算額】

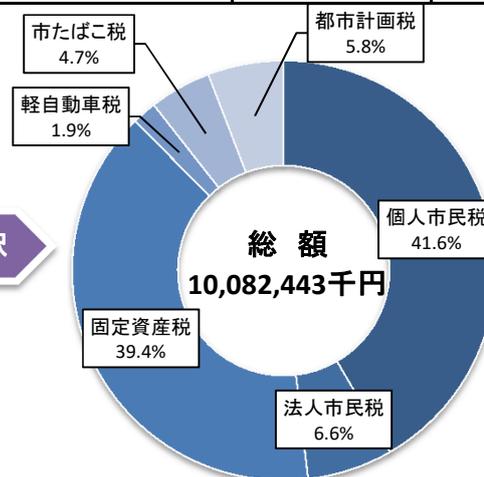
区分	予算額(千円)	割合
市税	10,082,443	40.3%
地方交付税	3,062,335	12.2%
国庫支出金	3,361,901	13.4%
県支出金	1,823,370	7.3%
市債	1,740,200	6.9%
その他	4,979,751	19.9%
合計	25,050,000	100%

内訳

区分	予算額(千円)	割合
個人市民税	4,194,542	41.6%
法人市民税	660,703	6.6%
固定資産税	3,977,476	39.4%
軽自動車税	188,400	1.9%
市たばこ税	476,305	4.7%
都市計画税	585,017	5.8%
合計	10,082,443	100%



市税の内訳



(6) 市税収入(税目別市税賦課徴収状況)

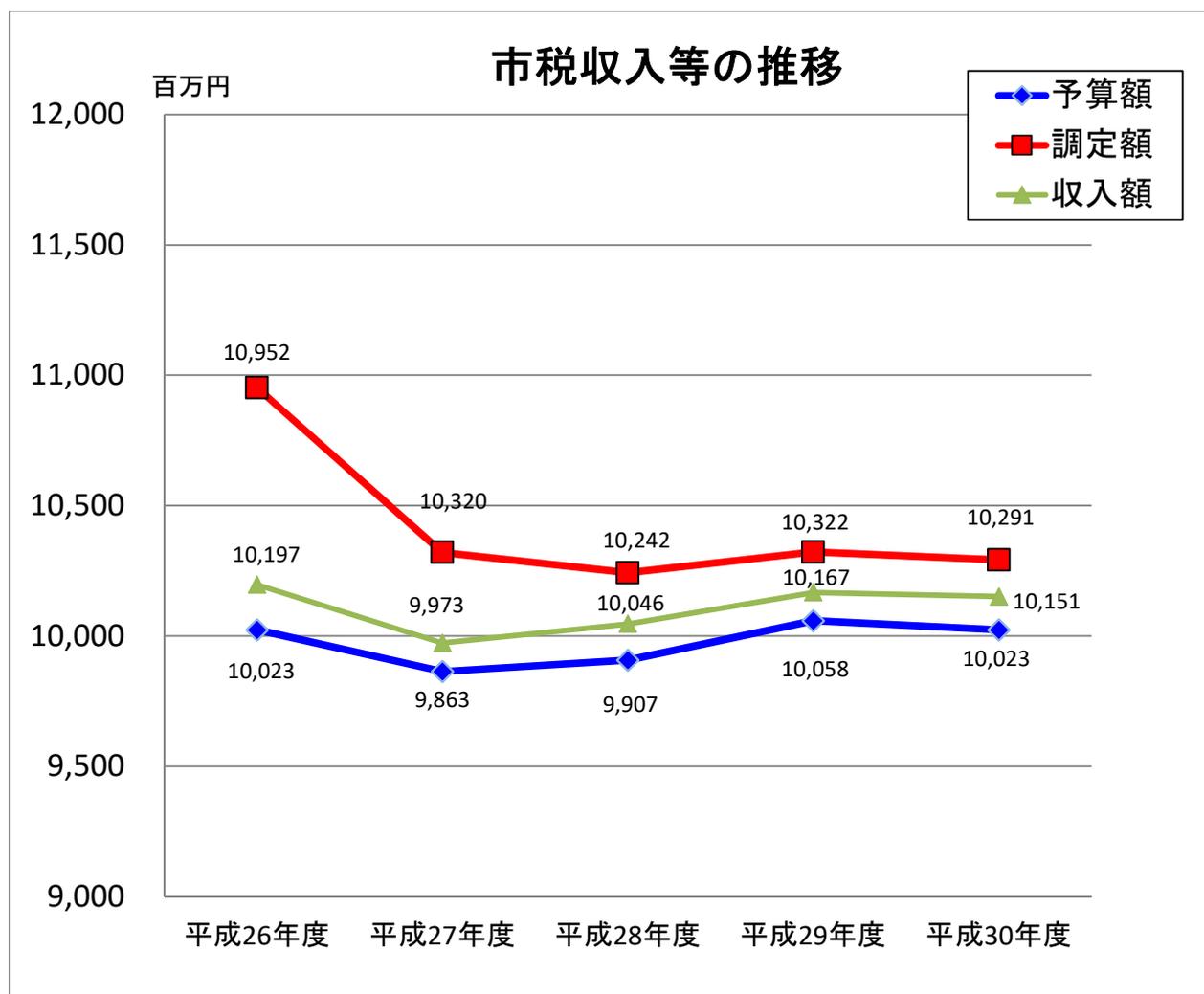
区 分		平成 28年度					予算額	
		予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率		
市民税	個人		4,171,605,000	4,308,064,920	4,226,711,911	19,575,892	98.11%	4,157,284,000
		現年度課税分	4,124,124,000	4,197,066,044	4,154,685,764		98.99%	4,131,511,000
		滞納繰越分	47,481,000	110,998,876	72,026,147	19,575,892	64.89%	25,773,000
	法人		619,308,000	669,326,960	655,438,005	588,300	97.92%	753,268,000
		現年度課税分	614,191,000	654,135,900	652,899,500		99.81%	748,374,000
		滞納繰越分	5,117,000	15,191,060	2,538,505	588,300	16.71%	4,894,000
固定資産税	固定資産税		3,835,695,000	3,961,272,336	3,881,024,555	19,958,233	97.97%	3,899,276,000
		現年度課税分	3,738,509,000	3,828,796,700	3,797,070,263		99.17%	3,847,496,000
		滞納繰越分	71,418,000	106,699,136	58,177,792	19,958,233	54.53%	25,988,000
	交付金	国有資産等所在 市町村交付金	25,768,000	25,776,500	25,776,500		100.0%	25,792,000
軽自動車税		159,630,000	168,252,040	159,220,849	2,054,173	94.63%	168,865,000	
	現年度課税分	156,883,000	161,355,100	157,013,749		97.31%	166,775,000	
	滞納繰越分	2,747,000	6,896,940	2,207,100	2,054,173	32.00%	2,090,000	
市たばこ税		548,639,000	544,940,656	544,940,656		100.0%	504,988,000	
	現年度課税分	548,639,000	544,940,656	544,940,656		100.0%	504,988,000	
都市計画税		572,234,000	590,446,083	578,262,267	3,054,753	97.94%	574,651,000	
	現年度課税分	561,264,000	574,115,000	569,357,730		99.17%	570,717,000	
	滞納繰越分	10,970,000	16,331,083	8,904,537	3,054,753	54.53%	3,934,000	
現年度課税分合計		9,769,378,000	9,986,185,900	9,901,744,162		99.15%	9,995,653,000	
滞納繰越分 合計		137,733,000	256,117,095	143,854,081	45,231,351	56.17%	62,679,000	
合 計		9,907,111,000	10,242,302,995	10,045,598,243	45,231,351	98.08%	10,058,332,000	

平成 29年度				平成 30年度				
調定額	収入額	欠損額	収納率	予算額	調定額	収入額	欠損額	収納率
4,262,455,689	4,199,856,094	8,107,567	98.53%	4,215,955,000	4,329,313,810	4,280,867,676	7,299,744	98.88%
4,201,748,000	4,155,831,950		98.91%	4,190,593,000	4,275,581,483	4,241,269,369		99.20%
60,707,689	44,024,144	8,107,567	72.52%	25,362,000	53,732,327	39,598,307	7,299,744	73.70%
795,499,455	781,504,475	766,845	98.24%	709,746,000	739,932,835	726,155,700	475,364	98.14%
782,126,700	779,933,000		99.72%	704,166,000	726,636,700	724,675,800		99.73%
13,372,755	1,571,475	766,845	11.75%	5,580,000	13,296,135	1,479,900	475,364	11.13%
3,996,969,248	3,936,515,753	5,964,301	98.49%	3,885,351,000	3,964,011,994	3,904,570,743	8,405,471	98.50%
3,910,824,400	3,875,466,404		99.10%	3,838,386,000	3,883,585,700	3,851,765,355		99.18%
60,364,048	35,268,549	5,964,301	58.43%	21,312,000	54,772,794	27,151,888	8,405,471	49.57%
25,780,800	25,780,800		100.0%	25,653,000	25,653,500	25,653,500		100.0%
175,623,318	166,764,740	797,400	94.96%	174,256,000	185,336,478	175,148,696	1,369,400	94.50%
168,649,900	164,183,740		97.35%	170,749,000	177,271,300	172,788,023		97.47%
6,973,418	2,581,000	797,400	37.01%	3,507,000	8,065,178	2,360,673	1,369,400	29.27%
501,250,821	501,250,821		100.0%	471,616,000	494,407,844	494,407,844		100.0%
501,250,821	501,250,821		100.0%	471,616,000	494,407,844	494,407,844		100.0%
589,853,963	580,808,317	902,002	98.47%	565,839,000	578,199,644	569,422,176	1,271,188	98.48%
580,724,900	575,474,532		99.10%	562,373,000	570,056,000	565,385,220		99.18%
9,129,063	5,333,785	902,002	58.43%	3,466,000	8,143,644	4,036,956	1,271,188	49.57%
10,171,105,521	10,077,921,247		99.08%	9,963,536,000	10,153,192,527	10,075,945,111		99.24%
150,546,973	88,778,953	16,538,115	58.97%	59,227,000	138,010,078	74,627,724	18,821,167	54.07%
10,321,652,494	10,166,700,200	16,538,115	98.50%	10,022,763,000	10,291,202,605	10,150,572,835	18,821,167	98.63%

(7) 市税収入等の年度別比較

(単位：千円, %)

区分 年度	予算額		調定額		収入額	
		前年比		前年比		前年比
平成26年度	10,023,060	101.1%	10,951,827	98.2%	10,196,531	101.2%
平成27年度	9,863,106	98.4%	10,320,088	94.2%	9,972,594	97.8%
平成28年度	9,907,111	100.4%	10,242,303	99.2%	10,045,598	100.7%
平成29年度	10,058,332	101.5%	10,321,652	100.8%	10,166,700	101.2%
平成30年度	10,022,763	99.6%	10,291,203	99.7%	10,150,573	99.8%



Ⅲ 個人市民税

個人市民税とは・・・

市内に住所のある人，市内に住所はないが，事務所，事業所又は家屋敷のある人に負担していただく税金です。個人市民税には，一定以上の所得がある方に均等に負担していただく【均等割】と所得に応じて負担していただく【所得割】があります。

なお，税額の決定や徴収は，県民税も併せて行います。

1. 個人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める市民税	
	均等割	所得割
1月1日現在，市内に住所がある人	○	○
1月1日現在，市内に住所はないが，事務所・事業所がある人	○	—

2. 税額の計算と税率

$$\text{個人市・県民税} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline 6,000\text{円} \\ \left(\begin{array}{l} \text{市民税}3,500\text{円} \ast 1 \\ \text{県民税}2,500\text{円} \ast 1.2 \end{array} \right) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{課税所得} \times 10\% \\ \left(\begin{array}{l} \text{市民税}6\% \\ \text{県民税}4\% \end{array} \right) \\ \hline \end{array}$$

※1 平成26年度から令和5年度まで，市民税及び県民税に東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき，それぞれ500円が上乗せされています。

※2 平成20年度から令和3年度まで県民税に森林湖沼環境税分として1,000円が上乗せされています。

◎ 個人市民税が課税されない人

(1) 均等割も所得割も課税されない人

① 障がい者・未成年者・寡婦・寡夫の方→合計所得金額が 125万円以下

(2) 均等割が課税されない人

① 扶養なしの場合→合計所得金額が 28万円以下

② 扶養ありの場合→合計所得金額が 28万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+16万8千円以下

(3) 所得割が課税されない人

① 扶養なしの場合→総所得金額等が 35万円以下

② 扶養ありの場合→総所得金額等が 35万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1)+32万円以下

3. 個人市民税の納め方

(1) 給与所得者の場合：【給与特別徴収】

・6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。

(2) 公的年金所得者の場合：【年金特別徴収】

・4月，6月，8月，10月，12月及び翌年の2月に支給される年金から差し引いて，年金支払者が納めます。

(3) 上記1及び2以外の所得者の場合：【普通徴収】

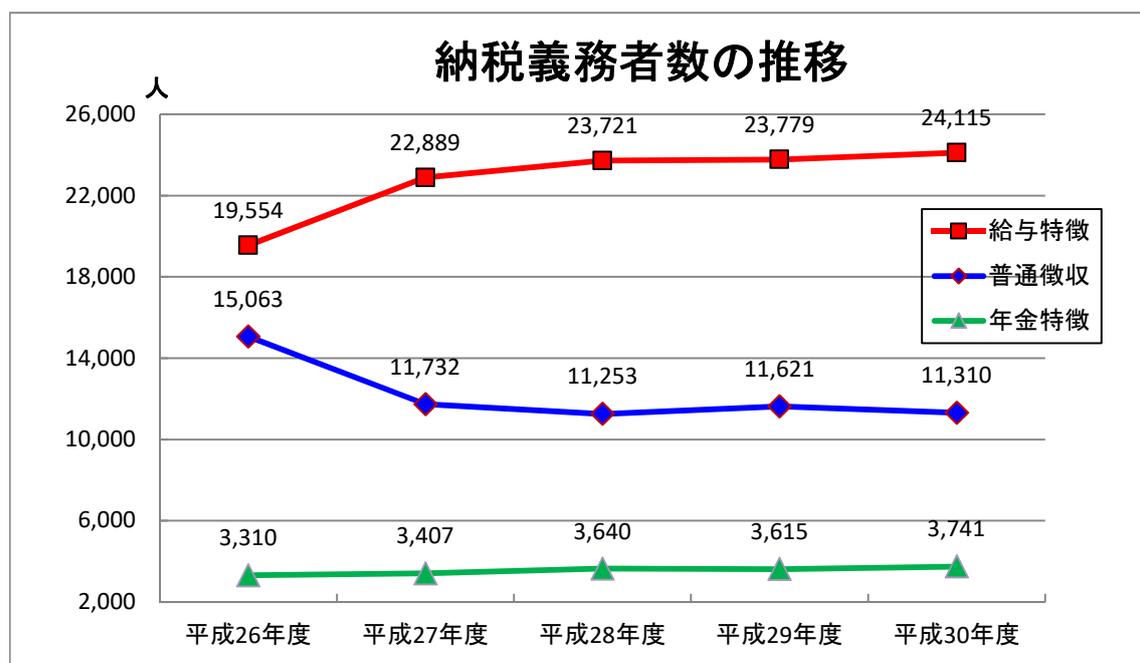
・市から送られる納税通知書によって通常6月，8月，10月及び翌年1月の4回に分けて納めます。

個人市民税

(1) 納税義務者数(各年度決算)

(単位：人)

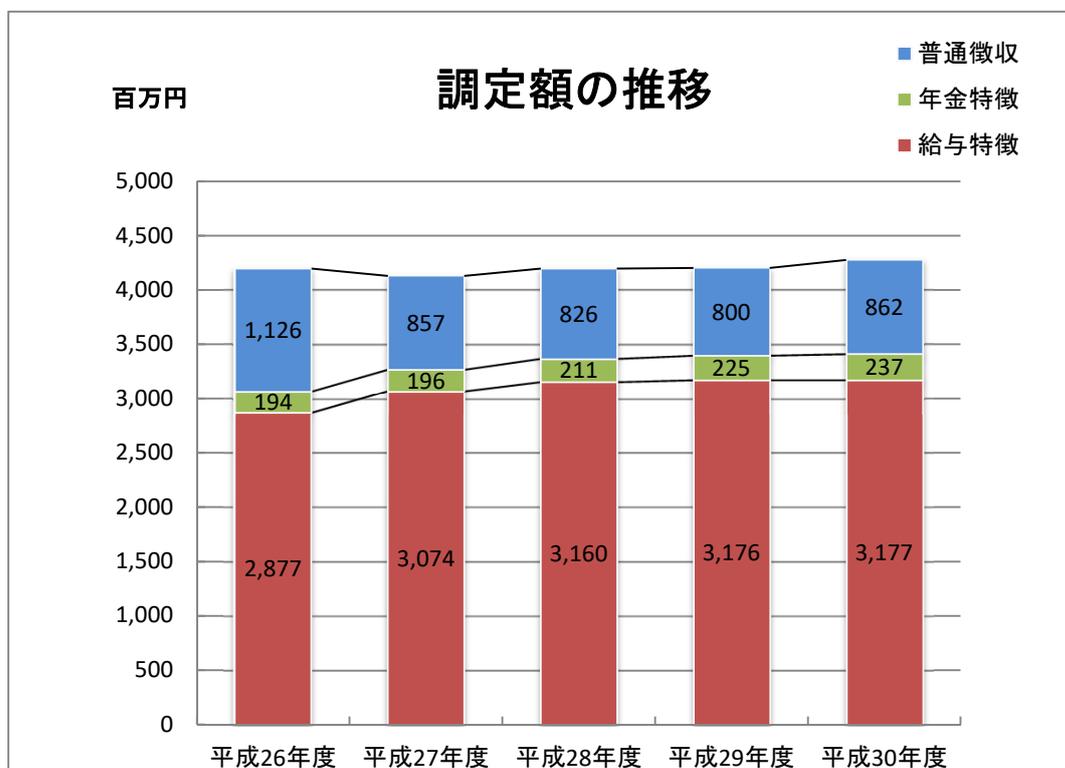
区分		年度				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
賦課期日人口		79,485	79,125	78,804	78,289	77,857
給与特徴	均等割のみ	562	975	1,088	1,097	1,182
	均等割+所得割	18,992	21,914	22,633	22,682	22,933
	小計	19,554	22,889	23,721	23,779	24,115
年金特徴	均等割のみ	692	749	786	790	791
	均等割+所得割	2,618	2,658	2,854	2,825	2,950
	小計	3,310	3,407	3,640	3,615	3,741
普通徴収	均等割のみ	2,076	1,677	1,575	1,558	1,554
	均等割+所得割	12,987	10,055	9,678	10,063	9,756
	小計	15,063	11,732	11,253	11,621	11,310
合計	均等割のみ	3,330	3,401	3,449	3,445	3,527
	均等割+所得割	34,597	34,627	35,165	35,570	35,639
	合計	37,927	38,028	38,614	39,015	39,166



(2)調定額の推移(各年度決算)

(単位：千円)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区分						
給与特徴	均等割	69,113	80,823	83,569	82,477	88,801
	所得割	2,761,109	2,957,987	3,038,670	3,048,846	3,044,473
	退職分	46,665	35,687	37,879	44,660	43,750
	小計	2,876,887	3,074,497	3,160,118	3,175,983	3,177,024
年金特徴	均等割	14,921	15,410	16,413	19,245	20,717
	所得割	179,138	181,032	194,470	206,113	216,296
	小計	194,059	196,442	210,883	225,358	237,013
普通徴収	均等割	49,010	37,090	35,453	35,060	27,555
	所得割	1,077,396	820,258	790,612	765,347	833,989
	小計	1,126,406	857,348	826,065	800,407	861,544
合計	均等割	133,044	133,323	135,435	136,782	137,073
	所得割	4,017,643	3,959,277	4,023,752	4,020,306	4,094,758
	退職分	46,665	35,687	37,879	44,660	43,750
	合計	4,197,352	4,128,287	4,197,066	4,201,748	4,275,581



(3)所得区分別所得額(各年度7月1日現在)

(単位：千円)

所得	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
給与所得	92,841,100	93,557,327	93,753,110	94,246,922	95,109,845
営業等所得	4,416,423	4,585,437	4,630,061	4,556,256	4,507,898
農業所得	△ 31,396	155,144	296,133	341,210	233,473
不動産所得	2,253,087	2,290,247	2,339,069	2,390,148	2,325,907
雑所得	10,790,251	11,136,306	11,443,581	11,594,668	11,765,870
その他所得	3,530,961	3,290,823	3,029,288	5,124,767	2,560,906
合計	113,800,426	115,015,284	115,491,242	118,253,971	116,503,899

※分離課税分の所得を除く

(4)所得区分別所得割納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
給与所得	27,554	27,826	28,097	27,948	28,375
営業等所得	1,244	1,266	1,289	1,251	1,253
農業所得	45	63	96	102	88
その他所得	5,271	5,506	5,608	5,627	5,661
譲渡等所得	379	391	359	541	443
合計	34,493	35,052	35,449	35,469	35,820

(5)所得区分別所得割額(各年度7月1日現在)

(単位：千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
給与所得	3,368,414	3,368,890	3,358,692	3,339,543	3,369,311
営業等所得	171,861	176,551	171,497	174,514	166,479
農業所得	2,591	6,793	11,272	9,882	5,793
その他所得	323,375	321,538	320,518	321,461	324,360
譲渡等所得	128,085	133,551	138,248	220,596	132,324
合計	3,994,326	4,007,323	4,000,227	4,065,996	3,998,267

(6)特別徴収義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
給与	特別徴収義務者	7,754	8,176	8,338	8,504	8,511
	納税義務者	24,062	24,958	25,291	25,776	26,110
年金	特別徴収義務者	10	9	9	9	9
	納税義務者	6,111	6,482	6,836	7,925	8,131

(7) 控除別納税義務者数(各年度7月1日現在)

(単位：人)

所得控除		納税義務者数				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
雑損控除		14	7	7	8	7
医療費控除		3,656	3,796	3,940	4,049	4,059
うちセルフメディケーション税制分					21	14
社会保険料控除		32,849	33,456	33,963	34,096	34,411
小規模企業共済等掛金控除		485	557	655	832	1,052
生命保険料控除		24,751	25,115	25,144	25,304	25,438
うち新生命保険分		12,397	14,193	15,400	16,365	17,378
うち新個人年金分		883	1,350	1,742	1,831	1,969
うち介護医療保険分		13,652	15,633	17,032	18,299	19,343
うち旧生命保険分		18,249	16,857	15,395	14,387	13,327
うち旧個人年金分		3,994	3,753	3,579	5,186	5,173
地震保険料控除		7,537	7,837	8,060	8,241	8,520
うち旧長期分		710	603	511	434	373
障害者控除	(普通)	515	551	567	566	573
	(特別)	521	511	511	491	508
寡婦控除	(普通)	226	238	236	238	235
	(特別)	387	405	397	413	413
寡夫控除		82	79	83	80	84
勤労学生控除		4	7	4	3	4
配偶者控除	(一般)	8,768	8,483	8,174	7,799	6,962
	(老人)	1,340	1,497	1,665	1,820	1,898
配偶者特別控除		985	1,017	972	934	1,697
扶養控除	一般(16歳~18歳, 23歳~69歳)	3,290	3,246	3,188	3,164	3,055
	特定(19歳~22歳)	1,862	1,847	1,790	1,847	1,804
	老人(70歳以上)	412	410	400	359	375
	同居老親等(70歳以上)	1,153	1,114	1,085	1,095	1,033
納に対する扶養義務親族者数	なし	19,661	20,219	20,753	20,873	21,698
	1人	7,614	7,830	7,882	7,954	7,819
	2人	3,800	3,734	3,703	3,650	3,573
	3人	2,512	2,413	2,317	2,236	2,063
	4人	748	711	648	627	562
	5人以上	158	145	146	129	105
青色申告者		1,346	1,447	1,491	1,510	1,517

(8) 寄附金(ふるさと納税等)税額控除

◎個人市民税分

※龍ヶ崎市の納税義務者の寄附金額及び税額控除額

(各年7月1日現在)

区 分	都道府県, 市区町村 (ふるさと納税)		共同募金会 日本赤十字社		条例で定めるもの		個人市民税 税額控除額 (千円)	うち「ふるさと 納税分」 税額控除額 (推計) (千円)
	人数 (人)	寄附金額 (千円)	人数 (人)	寄附金額 (千円)	人数 (人)	寄附金額 (千円)		
平成28年度	648	49,762	36	629	45	1,779	23,016	22,880
平成29年度	1,048	86,668	31	508	42	1,534	39,375	39,260
平成30年度	1,340	112,879	20	288	49	1,549	52,328	52,224
平成31年度	1,730	147,316	21	783	63	2,070	68,121	67,959

※総務省算出例による

(9) 個人市民税 税率の推移

区 分	平成23年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度				
均等割	3,000円	3,500円※				
所得割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税標準額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	税率	一律	6%
	課税標準額	税率				
一律	6%					

※このうち500円は、「東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置」による。

IV 法人市民税

法人市民税とは・・・

市内に事務所、事業所がある法人に納めていただく税金です。法人の規模に応じて負担していただく【均等割】と、法人税額に応じて負担していただく【法人税割】があります。

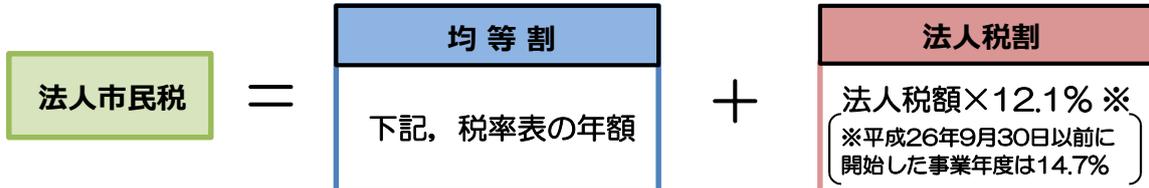
法人市民税は中間期に見込み税額の1/2を申告により納めていただき、事業終了後に確定税額の申告により、中間期の納付税額との精算を行う申告納付方式になります。※ 確定税額が中間期の納付額を上回る場合には残りを納めていただき、下回る場合には過剰納付分を還付します。

※ 中間期に申告納付を必要としない法人もあります。

1. 法人市民税を納める人(納税義務者)

納税義務者	納める法人市民税	
	均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人	○	○
市内に事務所・事業所はないが、寮等がある法人	○	—
市内に事務所・事業所があり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人（法人課税信託の受託者）	—	○

2. 税額の計算と税率



均等割の税率・・・資本金の金額と市内の従業者数による9段階

法人区分	資本金等の額	従業者数	税率（年額）
1号法人	a 公益法人等のうち均等割が課税されるもの b 人格のない社団のうち収益事業を行うもの c 一般社団法人・一般財団法人 （非営利型に該当する者を除く） d 資本金又は出資金の額を有しない法人		50,000円
	1千万円以下	50人以下	
2号法人	1千万円以下	50人超	120,000円
3号法人	1千万円超 ～ 1億円以下	50人以下	130,000円
4号法人	1千万円超 ～ 1億円以下	50人超	150,000円
5号法人	1億円超 ～ 10億円以下	50人以下	160,000円
6号法人	1億円超 ～ 10億円以下	50人超	400,000円
7号法人	10億円超	50人以下	410,000円
8号法人	10億円超 ～ 50億円以下	50人超	1,750,000円
9号法人	50億円超	50人超	3,000,000円

法人市民税

(1)均等割税率別法人人数(各年度7月1日現在)

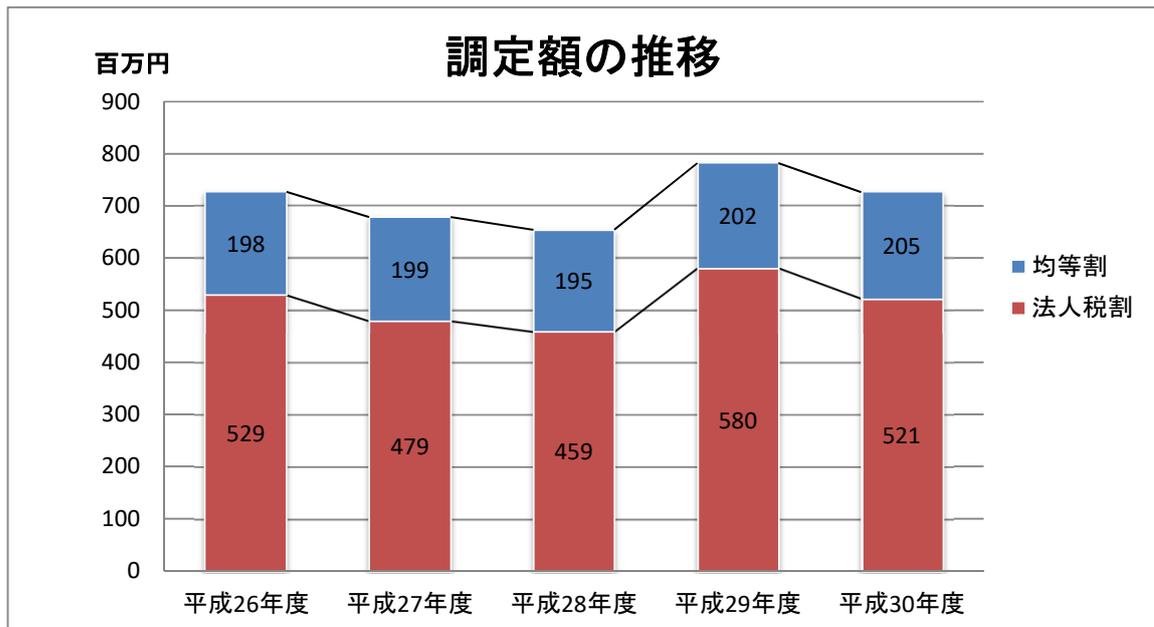
(単位：法人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号法人	1,211	1,247	1,237	1,229	1,240
2号法人	16	16	14	16	17
3号法人	243	240	234	232	232
4号法人	19	23	23	23	22
5号法人	58	57	64	68	70
6号法人	11	11	11	10	10
7号法人	95	100	98	87	89
8号法人	5	4	4	6	4
9号法人	20	20	18	17	20
合 計	1,678	1,718	1,703	1,688	1,704

(2) 調定額の推移(各年度決算)

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
均 等 割	197,618	198,996	195,315	201,868	205,138
法人税割	529,256	479,288	458,821	580,258	521,499
合 計	726,874	678,284	654,136	782,126	726,637



(3)産業分類別法人数(平成30年度決算)

区分	法人数	均等割(円)	法人税割(円)	合計(円)	税割構成比
農業	14	771,600	1,644,300	2,415,900	0.3%
建設業	253	21,332,600	68,617,000	89,949,600	13.1%
製造業	177	40,942,200	245,008,200	285,950,400	47.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	28	5,226,600	9,407,700	14,634,300	1.8%
情報通信業	17	956,600	72,500	1,029,100	0.1%
運輸業, 郵便業	49	11,204,100	12,567,500	23,771,600	2.4%
卸売業, 小売業	457	70,384,700	120,923,900	191,308,600	23.2%
金融業, 保険業	22	6,880,800	21,788,700	28,669,500	4.1%
不動産業, 物品賃貸業	93	6,324,800	5,021,400	11,346,200	0.9%
学術研究, 専門・技術サービス業	11	520,700	1,000	521,700	0.1%
宿泊業, 飲食サービス業	49	5,338,800	3,048,200	8,387,000	0.6%
生活関連サービス業, 娯楽業	35	5,943,100	1,440,000	7,383,100	0.3%
教育, 学習支援業	9	842,400	468,500	1,310,900	0.1%
医療, 福祉	29	1,956,400	1,629,500	3,585,900	0.3%
複合サービス事業	5	600,000	991,600	1,591,600	0.2%
サービス業(他に分類されないもの)	321	24,952,900	28,021,200	52,974,100	5.3%
その他	15	959,800	847,400	1,807,200	0.2%
合計	1,584	205,138,100	521,498,600	726,636,700	100.0%

※農業には,林業,水産業,鉱業を含む。

V 固定資産税

固定資産税とは・・・

土地、家屋及び償却資産を総称して固定資産と言います。この固定資産の価格をもとに算出した税額を、固定資産を所有している方に負担していただく税金です。

1. 固定資産税を納める人（納税義務者）

賦課期日現在（毎年1月1日）に固定資産を所有している人。

2. 税額の計算と税率

固定資産税 = 課税標準額 × 税率（1.4%）

3. 免税点

市内に所有するそれぞれの資産の課税標準額の合計が下記の金額未満の場合には、固定資産税が課税されません。

土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円
----	------	----	------	------	-------

4. 非課税

- (1) 国や地方公共団体等
- (2) 公共用道路、墓地、保安林など

5. 評価替え

土地、家屋については、原則3年毎に価格の見直し（評価替え）を行い、適正な均衡のとれた価格に見直します。

評価替え以外の年は価格が原則据え置かれます。



※時点修正・・・平成31年度（令和元年度）・令和2年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は、土地の価格を修正します。

6. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

- (1) 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの土地）の課税標準額は、価格の6分の1の額となります。
- (2) 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の1の額となります。

※専用住宅が建つ敷地の場合、延べ床面積の10倍までが、特例措置を受けられます。

※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

7. 新築家屋に対する固定資産税の減額措置

新築された住宅等が、次の要件にあてはまる場合は、新築後3年間（地上3階以上の準耐火住宅及び耐火構造住宅は5年）、120㎡までの税額が2分の1に減額されます。

※長期優良住宅については、減額期間が拡大されています。

- (1) 専用住宅であること。（併用住宅については、居住部分が床面積の割合の2分の1以上のもの）
- (2) 床面積が50㎡（1戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下

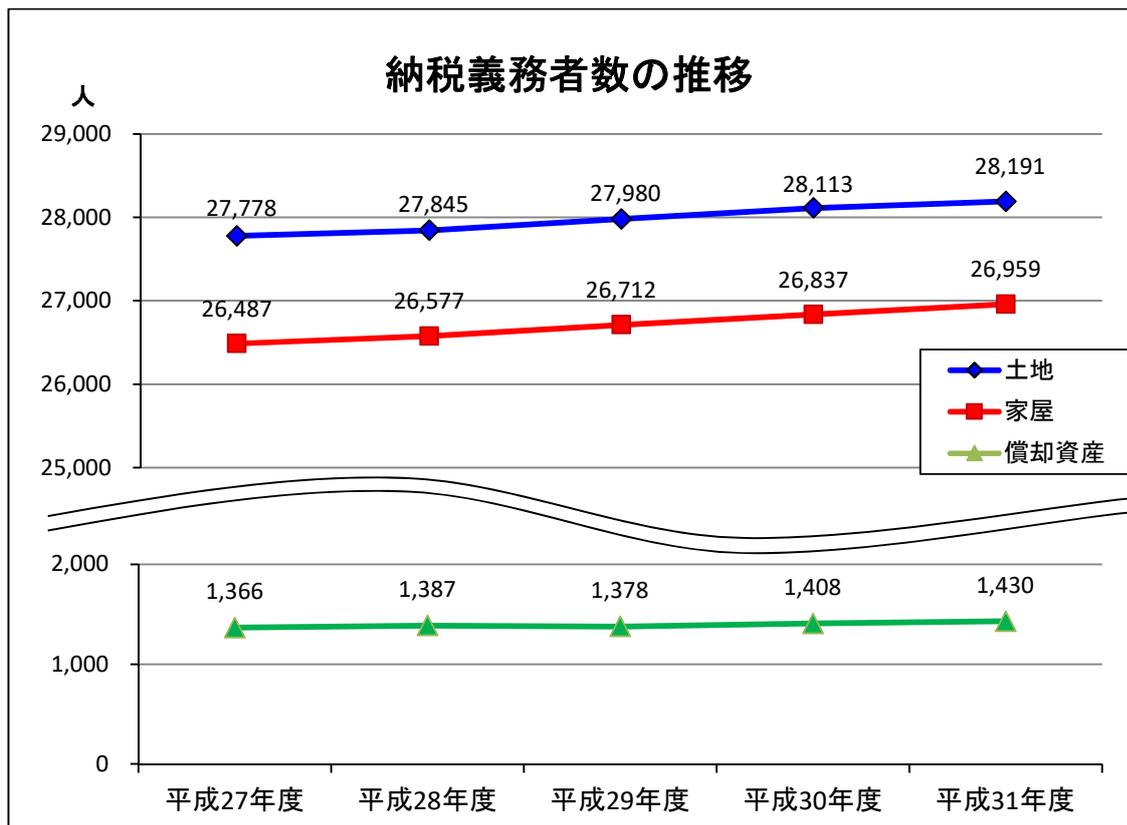
固定資産税

1. 課税状況

(1) 納税義務者数(各年1月1日現在)

(単位：人)

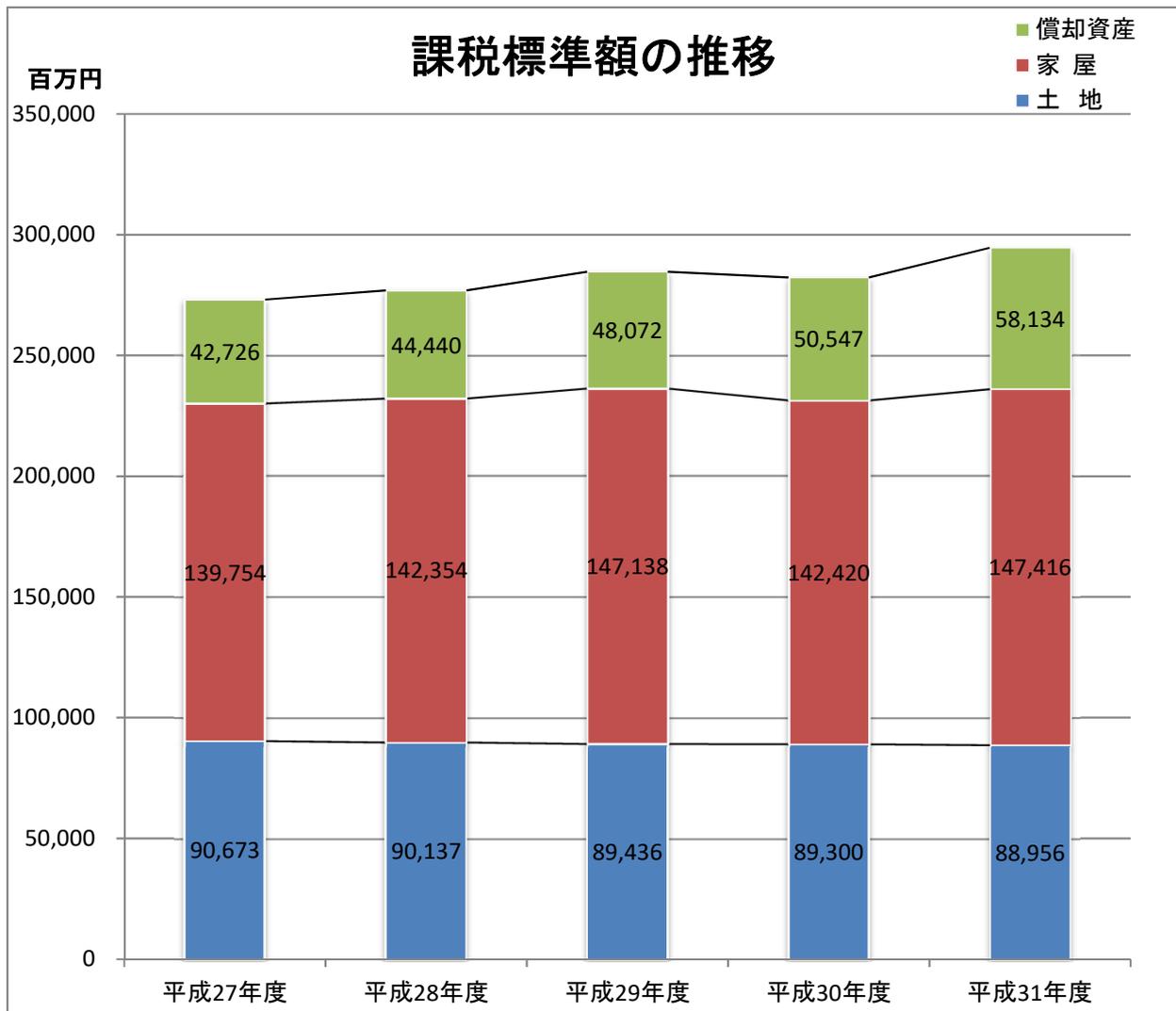
区分 \ 年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
土地	総数	27,778	27,845	27,980	28,113	28,191
	免税点以上	23,813	23,895	24,013	24,137	24,230
	免税点未満	3,965	3,950	3,967	3,976	3,961
家屋	総数	26,487	26,577	26,712	26,837	26,959
	免税点以上	25,178	25,301	25,473	25,619	25,767
	免税点未満	1,309	1,276	1,239	1,218	1,192
償却資産	総数	1,366	1,387	1,378	1,408	1,430
	免税点以上	622	653	686	722	741
	免税点未満	744	734	692	686	689



(2) 課税標準額(免税点以上・各年1月1日現在)

(単位：千円)

区分 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
土地	90,673,280	90,136,838	89,435,903	89,299,998	88,956,471
家屋	139,754,493	142,353,980	147,137,780	142,420,301	147,415,689
償却資産	42,725,548	44,439,713	48,072,137	50,546,664	58,134,381
合計	273,153,321	276,930,531	284,645,820	282,266,963	294,506,541



2. 土地

(1) 価額・課税標準額等(各年1月1日現在)

(単位：㎡，千円)

区分		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
評価総地積			58,455,003	58,452,436	58,446,116	58,450,395	58,407,801
決定価格			222,155,908	221,637,528	221,232,380	221,799,318	221,689,545
課税標準額			91,141,263	90,604,562	89,906,445	89,772,383	89,427,878
内 訳	田	地積	24,166,619	24,155,594	24,136,507	24,097,092	24,088,310
		評価額	3,154,209	3,156,888	3,203,412	3,126,193	3,119,577
		課税標準額	2,989,216	2,994,877	3,023,093	2,968,939	2,959,716
	畑	地積	9,775,590	9,691,866	9,608,087	9,503,905	9,435,197
		評価額	3,866,698	3,739,512	3,636,049	3,430,489	3,288,782
		課税標準額	1,618,789	1,607,524	1,578,997	1,506,464	1,459,096
	宅地	地積	13,175,673	13,195,593	13,219,444	13,313,199	13,334,579
		評価額	192,239,497	191,908,908	191,569,406	193,127,860	193,103,951
		課税標準額	71,251,291	70,737,357	70,042,386	70,429,064	70,080,640
	山林	地積	6,455,016	6,462,723	6,418,727	6,375,870	6,287,045
		評価額	233,725	234,335	232,751	231,207	228,010
		課税標準額	232,884	233,288	231,702	230,159	226,962
	雑種地	地積	4,050,360	4,118,051	4,241,228	4,406,869	4,521,212
		評価額	22,637,706	22,573,901	22,566,973	21,861,840	21,927,856
		課税標準額	15,025,010	15,007,532	15,006,478	14,616,028	14,680,095
その他	地積	831,745	828,609	822,123	753,460	741,458	
	評価額	24,073	23,984	23,789	21,729	21,369	
	課税標準額	24,073	23,984	23,789	21,729	21,369	

(2)筆数(平成31年1月1日現在)

(単位：筆)

種類 \ 区分	評価総筆数	免税点以上	免税点未満	非課税
田	18,680	17,432	1,248	168
畑	12,032	10,887	1,145	73
宅地	58,487	56,869	1,618	540
池沼	124	94	30	54
山林	5,574	4,494	1,080	161
原野	895	682	213	51
雑種地	6,840	6,367	473	781
その他				27,977
合計	102,632	96,825	5,807	29,805

3. 家屋

(1)木造家屋(平成31年1月1日現在)

(単位：㎡, 千円)

種類 \ 区分	棟数	床面積	決定価格	平均床面積	単位当りの価格(円)
専用住宅	21,255	2,461,117	62,587,280	115.79	25,430
共同住宅・寄宿舍	668	158,493	4,975,920	237.26	31,395
併用住宅	519	59,711	980,663	115.05	16,423
旅館・料亭・ホテル	8	1,373	16,548	171.63	12,052
事務所・銀行・店舗	570	75,939	1,608,849	133.23	21,186
劇場・病院	32	5,149	146,789	160.91	28,508
工場・倉庫	447	33,688	247,079	75.36	7,334
土蔵	27	1,051	1,683	38.93	1,601
附属家	3,783	121,115	560,030	32.02	4,624
合計	27,309	2,917,636	71,124,841	106.84	24,378

(2)非木造家屋(平成31年1月1日現在)

(単位：㎡, 千円)

種類	区分	棟数	床面積	決定価格	平均床面積	単位当たり 価格(円)
事務所・ 店舗・ 百貨店	鉄骨鉄筋コンクリート造	7	18,251	1,494,711	2,607.29	81,897
	鉄筋コンクリート造	127	69,473	4,943,265	547.03	71,154
	鉄骨造	679	387,647	16,884,461	570.91	43,556
	軽量鉄骨造	232	22,299	464,321	96.12	20,823
	れんが造・コンクリートブロック造	105	2,055	21,229	19.57	10,330
	その他	1	51	52	51.00	1,020
	計	1,151	499,776	23,808,039	434.21	47,637
住宅・ アパート	鉄骨鉄筋コンクリート造	257	19,051	934,261	74.13	49,040
	鉄筋コンクリート造	2,079	232,648	13,765,438	111.90	59,169
	鉄骨造	393	116,921	4,201,789	297.51	35,937
	軽量鉄骨造	3,313	456,933	14,282,974	137.92	31,258
	れんが造・コンクリートブロック造	18	1,187	8,159	65.94	6,874
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	6,060	826,740	33,192,621	136.43	40,149
病院・ ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	1,287	83,731	1,287.00	65,059
	鉄筋コンクリート造	3	6,147	463,937	2,049.00	75,474
	鉄骨造	11	10,803	599,862	982.09	55,527
	軽量鉄骨造	1	68	625	68.00	9,191
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0.00	0
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	16	18,305	1,148,155	1,144.06	62,724
工場・ 倉庫・ 市場	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	66	1,204	66.00	18,242
	鉄筋コンクリート造	42	10,959	155,648	260.93	14,203
	鉄骨造	1,134	694,866	17,250,977	612.76	24,826
	軽量鉄骨造	512	33,138	272,923	64.72	8,236
	れんが造・コンクリートブロック造	116	6,340	59,817	54.66	9,435
	その他	11	447	1,709	40.64	3,823
	計	1,816	745,816	17,742,278	410.69	23,789
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0.00	0
	鉄筋コンクリート造	13	5,411	212,781	416.23	39,324
	鉄骨造	50	11,889	323,438	237.78	27,205
	軽量鉄骨造	92	3,026	55,405	32.89	18,310
	れんが造・コンクリートブロック造	19	193	3,585	10.16	18,575
	その他	0	0	0	0.00	0
	計	174	20,519	595,209	117.93	29,008
合計		9,217	2,111,156	76,486,302	2,243.32	36,230

4. 償却資産

(1) 納税義務者数(平成31年1月1日現在)

(単位：人)

区分 個人・法人の別	総数	免税点以上	免税点未満
個人	140	76	64
法人	1,290	665	625
計	1,430	741	689

(2) 価額・課税標準額等(平成31年1月1日現在)

(単位：千円)

種類	区分	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの
市長が価格を決定したもの	構築物	11,591,544	11,575,871	44,097	11,531,774
	機械及び装置	30,289,617	29,743,644	666,861	29,076,783
	船舶				
	航空機	13,091	13,091		13,091
	車両及び運搬具	237,251	237,251		237,251
	工具・器具及び備品	5,563,470	5,556,604	8,071	5,548,533
	小計	47,694,973	47,126,461	719,029	46,407,432
法第389条関係	総務大臣配分	11,853,886	10,898,290		
	知事配分	121,992	109,630		
	小計	11,975,878	11,007,920		
合計		59,670,851	58,134,381		

VI 国有資産等所在市町村交付金

国有資産等所在市町村交付金とは・・・

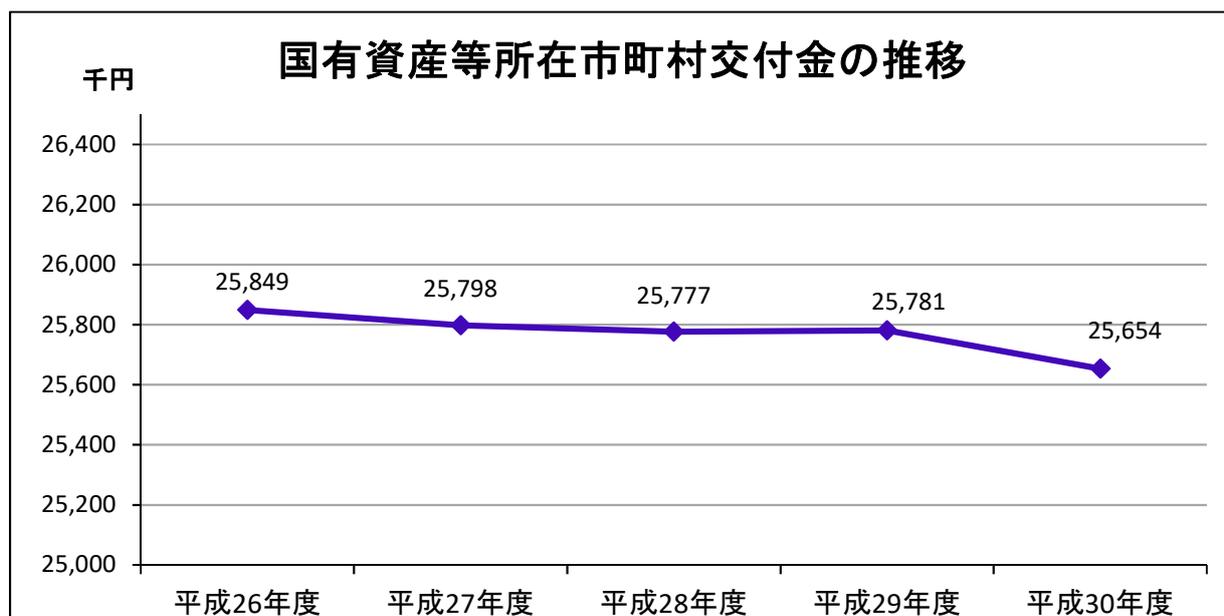
固定資産税が非課税とされている国や地方公共団体が所有する固定資産であっても、一般の固定資産と異なる状態で使用収益されているもの（公務員宿舎、民間貸付の土地など）について、固定資産税の代替えとして、国有資産等所在市町村交付金が市に交付されます。

国有資産等所在市町村交付金

(1) 国有資産等所在市町村交付金(各年度決算)

(単位：円)

区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
水戸地方裁判所	0	100	100	100	100
水戸地方法務局	500	500	500	400	400
関東財務局	19,700	19,400	19,200	19,000	19,000
茨城県	25,828,500	25,778,400	25,756,700	25,761,300	25,634,000
合計	25,848,700	25,798,400	25,776,500	25,780,800	25,653,500



Ⅶ 都市計画税

都市計画税とは・・・

都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税です。

固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

1. 都市計画税を納める人（納税義務者）

賦課期日現在（毎年1月1日）に市内の市街化区域内に、土地及び家屋を所有されている方。

2. 税額の計算と税率

都市計画税 = 課税標準額 × 税率（0.3%）

3. 免税点・非課税

固定資産税が課税されていない土地及び家屋については、都市計画税も課税されません。

4. 評価替え

固定資産税と同じ価格を用いるため、3年ごとに1回適正な価格への見直しが行われます。

5. 住宅用地に対する課税標準の特例措置

専用住宅や併用住宅の敷地の用に供されている住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から特例措置が設けられています。

(1) 小規模住宅用地（住宅1戸につき200㎡までの土地）の課税標準額は、価格の3分の1の額となります。

(2) 一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）の課税標準額は、価格の3分の2の額となります。

※専用住宅が建つ敷地の場合、延べ床面積の10倍までが、特例措置を受けられます。

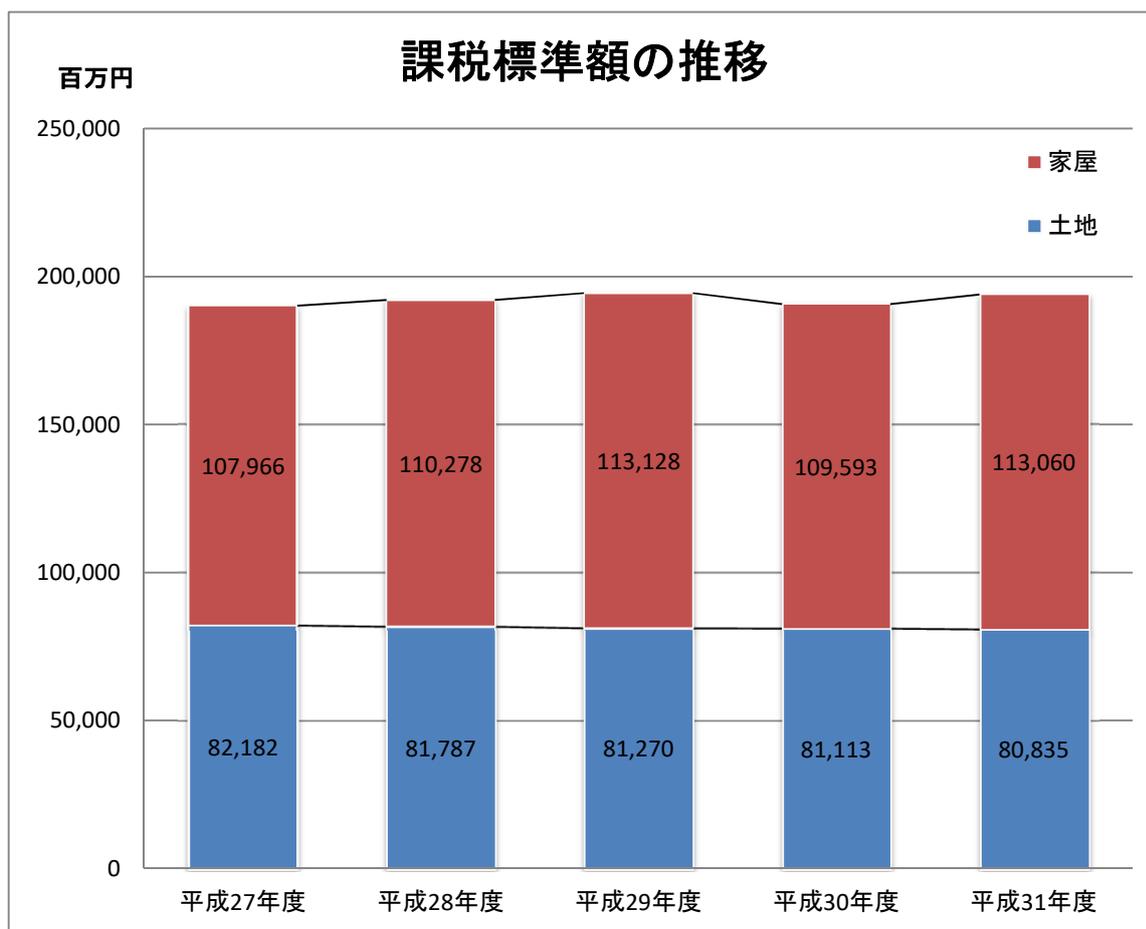
※併用住宅の場合は、住宅部分の割合により異なります。

都市計画税

(1) 価額・課税標準額等(免税点以上・各年1月1日現在)

(単位：千㎡, 千円, 筆, 棟, 人)

年度	区分	面積	筆(棟)数	決定価格	課税標準額	納税義務者数
平成27年度	土地	8,586	29,056	161,032,041	82,182,321	17,756
	家屋	3,394	23,476	108,151,183	107,966,229	19,353
平成28年度	土地	8,577	29,195	160,656,945	81,787,167	17,800
	家屋	3,420	23,619	110,397,541	110,278,380	19,468
平成29年度	土地	8,576	29,223	160,373,203	81,269,694	17,913
	家屋	3,453	23,860	113,247,498	113,128,337	19,650
平成30年度	土地	8,573	29,300	160,841,510	81,112,614	18,029
	家屋	3,489	24,066	109,697,286	109,592,686	19,800
平成31年度	土地	8,573	29,351	160,824,102	80,834,602	19,404
	家屋	3,523	24,218	113,168,588	113,060,249	19,960



Ⅷ 軽自動車税

軽自動車税とは・・・

財産税と道路損傷負担金の性質を持ち、所有者等に納めていただく税金です。

1. 軽自動車税を納める人（納税義務者）

4月1日現在、定置場が当市にあり、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有又は使用している方。

2. 税率

○原動機付自転車及び二輪車等

種 別		税 率（年額）		
		平成27年度まで	平成28年度以降	
原動機付 自 転 車	50cc以下のもの		1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下のもの		1,200円	
	90ccを超え125cc以下のもの		1,600円	2,400円
	ミニカー		2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業 用のもの	二輪のもの（35km/h未満）	1,600円	2,400円
		四輪	1,000cc以下	
	その他のもの（フォークリフト等）		4,700円	5,900円
	軽二輪		125ccを超え250cc以下のもの	2,400円
二輪の小型自動車		250ccを超えるもの	4,000円	6,000円

○軽自動車（四輪以上及び三輪）

種 別			税 率（年額）			
			最初の新規検査年月（初度検査年月）			重課税率（※）
			平成27年3月以前 （旧税率）	平成27年4月以降 （新税率）	平成28年度以降に適用 【最初の新規検査から 13年を経過した車両】	
四輪以上 のもの	乗用のもの	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
	貨物用のもの	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
三輪のもの			3,100円	3,900円	4,600円	

※ 動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車を除きます。

○燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査をした車両で、排出ガス基準と燃費基準を達成した車両は、初年度の軽自動車税について「軽課税率」が適用されます。

種 別			軽課税率（年額）		
			電気軽自動車 ・ 天然ガス軽自動車 ※1 <概ね75%軽減>	ガソリン車・ハイブリッド車 平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車	
				基準1※2 <概ね50%軽減>	基準2※3 <概ね25%軽減>
四輪以上 のもの	乗用のもの	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用のもの	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪のもの			1,000円	2,000円	3,000円

※1 天然ガス軽自動車については、平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両又は平成30年排出ガス規制に適合する車両に限ります。

※2 貨物用：平成27年度燃費基準＋35%達成車
乗 用：平成32年度燃費基準＋30%達成車

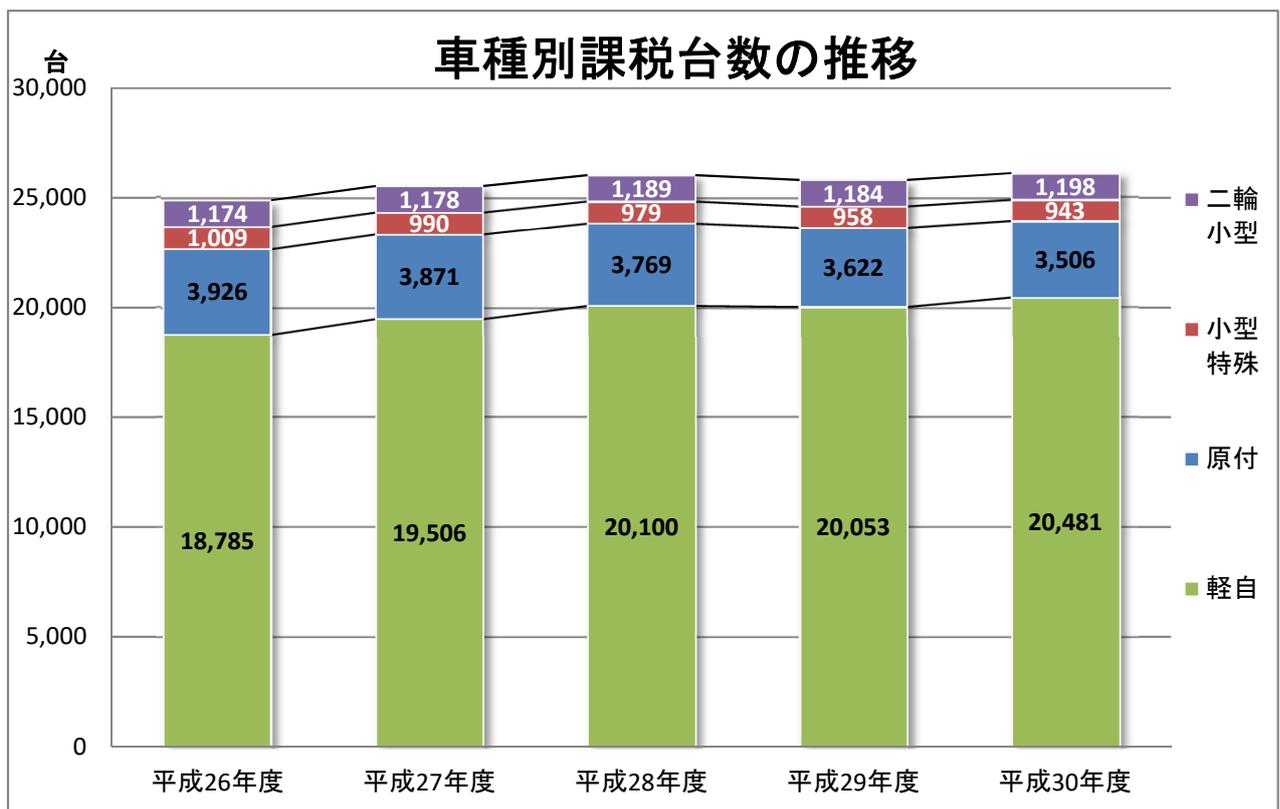
※3 貨物用：平成27年度燃費基準＋15%達成車
乗 用：平成32年度燃費基準＋10%達成車

軽自動車税

(1)車種別課税台数(各年度決算)

(単位：台)

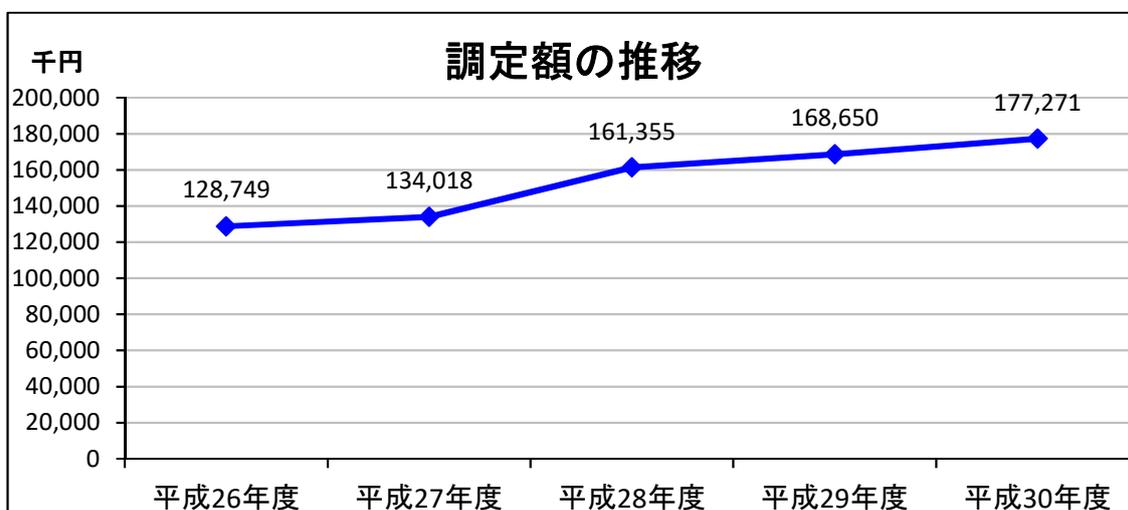
区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
原付 自動機付 自転車	50cc以下		3,173	3,106	3,010	2,852	2,706	
	50cc超～90cc以下		239	224	221	215	218	
	90cc超～125cc以下		448	474	475	490	515	
	ミニカー		66	67	63	65	67	
	小計		3,926	3,871	3,769	3,622	3,506	
小型 特殊 自動車	農耕作業用のもの		935	911	896	874	859	
	その他のもの		74	79	83	84	84	
	小計		1,009	990	979	958	943	
軽自動車	二輪車(250cc以下)		813	827	823	825	867	
	四輪車	自家用乗用		13,805	14,594	15,227	15,303	15,720
		自家用貨物		4,045	3,956	3,925	3,792	3,756
		営業用乗用		1	1	1	1	1
		営業用貨物		121	128	124	132	137
	小計		18,785	19,506	20,100	20,053	20,481	
小計		23,720	24,367	24,848	24,633	24,930		
二輪の小型自動車(250cc以上)			1,174	1,178	1,189	1,184	1,198	
合計			24,894	25,545	26,037	25,817	26,128	



(2)車種別調定額(各年度決算)

(単位：千円)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
原動機付自転車	50cc以下		3,170	3,103	6,014	5,704	5,412	
	50cc超～90cc以下		287	269	442	430	436	
	90cc超～125cc以下		717	758	1,140	1,176	1,236	
	ミニカー		165	168	233	241	248	
	小計		4,339	4,298	7,829	7,551	7,332	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		2,406	2,364	2,151	2,098	2,062	
	その他のもの		347	371	490	495	495	
	小計		2,753	2,735	2,641	2,593	2,557	
軽自動車	二輪車		1,951	1,985	2,963	2,974	3,121	
	四輪車	自家用乗用		98,597	104,198	121,775	129,407	137,929
		自家用貨物		16,044	15,700	18,598	18,569	18,673
		営業用乗用		6	6	8	8	8
		営業用貨物		363	384	407	438	463
小計		116,961	122,273	143,751	151,396	160,194		
小計			124,053	129,306	154,221	161,540	170,083	
二輪の小型自動車(250cc以上)			4,696	4,712	7,134	7,110	7,188	
合計			128,749	134,018	161,355	168,650	177,271	



IX 市たばこ税

市たばこ税とは・・・

卸売り販売業者等が市内の小売販売業者（コンビニ、たばこ店等）に売り渡したたばこに対して課税される税金です。

納税義務者

製造たばこの製造者，特定販売業者，卸売販売業者

税額の計算と税率

売り渡したたばこの本数 × 税率

平成30年4月1日現在の税率

旧3級品以外の紙巻きたばこ等：1,000本につき5,262円

旧3級品の紙巻きたばこ：1,000本につき4,000円

※「旧3級品の紙巻きたばこ」とは①エコ②わかば③しんせい④ゴールデンバット(ボックスを除く)⑤うるま⑥バイオレットの6銘柄をいいます。

紙巻きたばこに係る税率

旧3級品以外

税率の適用時期	税率/1,000本
平成25年3月31日以前	4,618円
平成25年4月1日～	5,262円
平成30年10月1日～	5,692円
令和2年10月1日～	6,122円
令和3年10月1日～	6,552円

旧3級品

税率の適用時期	税率/1,000本
平成27年3月31日以前	2,190円
平成27年4月1日～	2,495円
平成28年4月1日～	2,925円
平成29年4月1日～	3,355円
平成30年4月1日～	4,000円
令和元年10月1日～	5,692円
令和2年10月1日～	6,122円
令和3年10月1日～	6,552円

※平成27年度税制改正により平成28年度から「旧3級品の紙巻きたばこ」は段階的に税率を引き上げられます。また、平成30年度税制改正により平成30年度から「旧3級品以外の紙巻きたばこ」についても段階的に税率が引き上げられます。

紙巻たばこ価格の内訳：平成31年4月1日現在

1箱（20本入り480円）の価格の内訳は次のとおりです。

内 訳		税額（円）	割合（％）
市たばこ税	市税	113.84	23.7
県たばこ税	県税	18.60	3.9
国たばこ税	国税	116.04	24.2
たばこ特別税	国税	16.40	3.4
消費税	国税	28.00	5.8
地方消費税	県税	7.55	1.6
原材料費など	—	179.57	37.4
		480.00	100.0

加熱式たばこについて

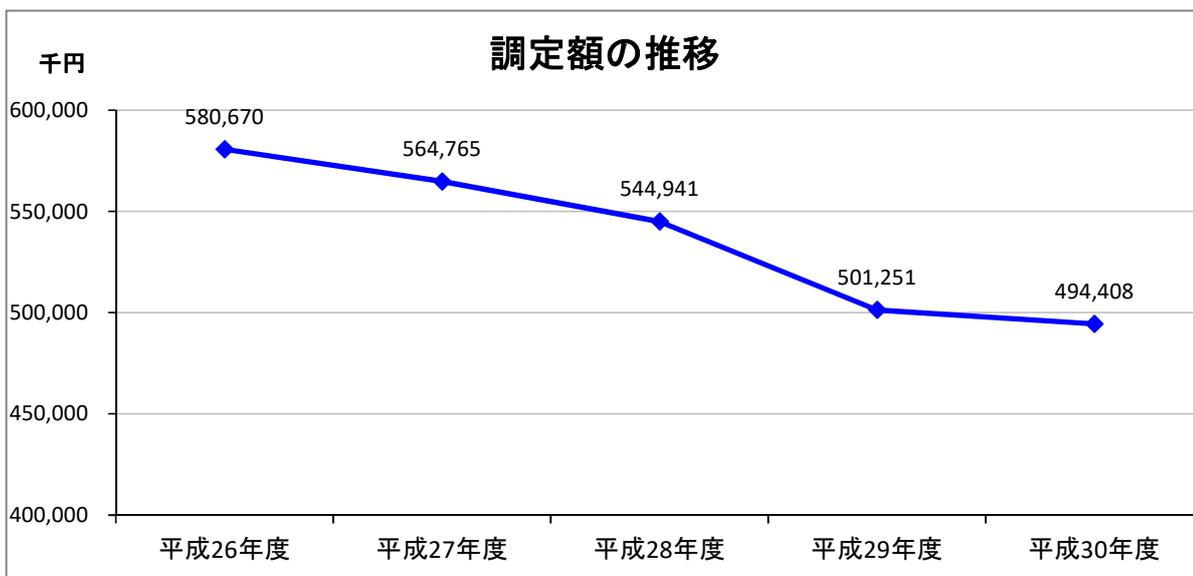
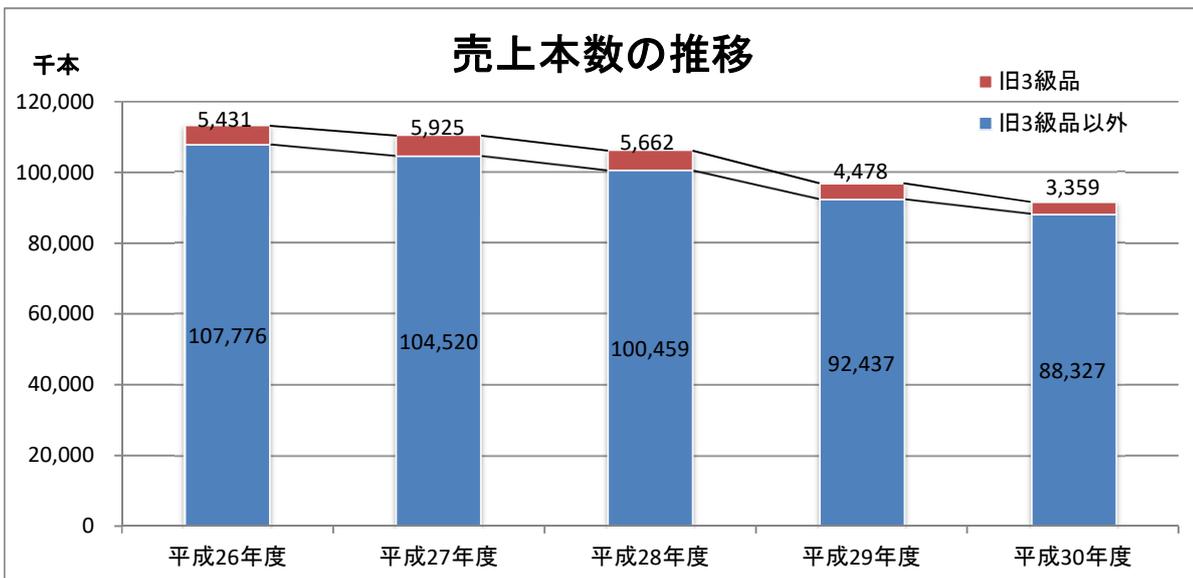
これまで「加熱式たばこ」は税法上「パイプ式たばこ」に区分されていましたが、平成30年度税制改正により、新たに「加熱式たばこ」の区分が設けられました。この改正によって課税方式が見直され、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に新しい課税方式へ移行されます。

市たばこ税

(1)売上本数・調定額(各年度決算)

(単位：本, 円)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
売上本数	旧3級品以外	107,776,392	104,519,683	100,458,524	92,437,038	88,327,392
	旧3級品	5,431,220	5,924,700	5,662,360	4,477,660	3,359,340
	合計	113,207,612	110,444,383	106,120,884	96,914,698	91,686,732
調定額		580,670,267	564,764,694	544,940,656	501,250,821	494,407,844



X 徴 収

(1) 納付方法別収納状況(現年課税分)

(単位:件, 千円)

年度	市県民税 (普通徴収)	コンビニ		口座振替		金融機関等		クレジット		計
平成 29 年度	納付件数	12,386	35.1%	7,912	22.4%	14,846	42.0%	163	0.5%	35,307
	納付金額	306,376	24.1%	363,428	28.6%	596,110	46.8%	6,903	0.5%	1,272,817
	固定資産税 都市計画税	コンビニ		口座振替		金融機関等		クレジット		計
	納付件数	29,285	23.1%	49,043	38.7%	47,852	37.8%	492	0.4%	126,672
	納付金額	544,963	12.2%	1,550,284	34.8%	2,345,049	52.7%	13,157	0.3%	4,453,453
	軽自動車税	コンビニ		口座振替		金融機関等		クレジット		計
	納付件数	12,184	48.3%	3,089	12.2%	9,855	39.1%	113	0.4%	25,241
	納付金額	80,795	49.1%	18,821	11.5%	63,975	38.9%	797	0.5%	164,388
平成 30 年度	市県民税 (普通徴収)	コンビニ		口座振替		金融機関等		クレジット		計
	納付件数	13,253	38.4%	7,419	21.5%	13,654	39.5%	206	0.6%	34,532
	納付金額	332,694	24.1%	406,993	29.5%	628,937	45.7%	9,143	0.7%	1,377,767
	固定資産税 都市計画税	コンビニ		口座振替		金融機関等		クレジット		計
	納付件数	31,488	24.8%	49,125	38.7%	45,861	36.1%	501	0.4%	126,975
	納付金額	568,003	12.8%	1,680,152	38.0%	2,159,395	48.9%	12,103	0.3%	4,419,653
	軽自動車税	コンビニ		口座振替		金融機関等		クレジット		計
	納付件数	12,744	49.8%	3,047	11.9%	9,637	37.7%	141	0.6%	25,569
納付金額	87,855	50.8%	19,123	11.0%	65,055	37.6%	1,042	0.6%	173,075	

(2) 税目別不納欠損の状況

(単位:件, 千円)

税目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	期別件数	税額	期別件数	税額	期別件数	税額	期別件数	税額	期別件数	税額
個人市民税	10,310	108,729	4,870	45,991	2,515	19,576	684	8,108	584	7,300
法人市民税	136	2,193	110	1,764	68	588	15	767	10	475
固定資産税 都市計画税	10,596	170,962	4,169	39,944	3,119	23,013	494	6,866	658	9,677
軽自動車税	1,131	4,083	788	2,907	521	2,054	168	797	301	1,369
合計	22,173	285,967	9,937	90,606	6,223	45,231	1,361	16,538	1,553	18,821

(3) 督促発送件数

(単位:件)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市県民税	1		2,803	1,924	1,697	1,598	1,590
	2		3,012	2,086	1,798	1,789	1,748
	3		2,893	2,283	1,844	1,849	1,708
	4		3,083	2,254	1,933	1,882	1,769
	随時		70	78	70	65	63
	計		11,861	8,625	7,342	7,183	6,878
固定資産・ 都市計画税	1		3,701	3,618	3,697	3,448	3,443
	2		3,448	3,322	3,484	3,026	3,024
	3		3,110	2,973	2,931	2,821	2,744
	4		3,532	2,884	2,808	2,863	2,872
	随時		0	0	0	0	0
	計		13,791	12,797	12,920	12,158	12,083
軽自動車税	全期		3,507	3,298	3,545	3,449	3,187
	随時		36	48	60	30	21
	計		3,543	3,346	3,605	3,479	3,208
合計			29,195	24,768	23,867	22,820	22,169

(4) 滞納処分の状況【国保税を含む】

① 差押（参加差押含む）

(単位:円)

年度	区 分 内 容	差 押	
		件数	対象税額
平成26年度	不動産	23	11,681,354
	債 権	832	465,575,435
	その他	0	0
	合 計	855	477,256,789
平成27年度	不動産	39	24,508,308
	債 権	971	365,691,635
	その他	0	0
	合 計	1,010	390,199,943
平成28年度	不動産	24	18,793,841
	債 権	765	221,484,832
	その他	0	0
	合 計	789	240,278,673
平成29年度	不動産	13	4,585,547
	債 権	795	156,160,641
	その他	1	2,027,000
	合 計	809	162,773,188
平成30年度	不動産	3	8,975,400
	債 権	619	114,840,244
	その他	0	0
	合 計	622	123,815,644

② 交付要求

(単位:円)

年度	実施件数	配当あり	
		件数	配 当 額
平成26年度	49	8	4,522,015
平成27年度	42	8	1,775,385
平成28年度	14	3	585,807
平成29年度	14	3	467,964
平成30年度	37	7	1,118,351

XI 証 明 書 等

(1) 平成30年度各種証明件数及び手数料年間集計表

名 称	合計件数	料金 (円)	本庁舎 交付件数	※出張所等 交付件数	1通当たり
納 税 証 明 書	2,609	782,700	2,169	440	300円
課 税 所 得 証 明 書	13,913	4,173,900	8,741	5,172	300円
※(コンビニ交付分)	52	4,420			200円
地 番 図	968	193,600	968		1枚200円
固定資産評価証明書	2,119	935,900	1,896	223	300円
追 加	6,004		5,308	696	1筆(棟)50円
固定資産資産証明書	5	1,500	5		300円
固定資産公課証明書	541	201,700	529	12	300円
追 加	788		776	12	1筆(棟)50円
住宅用家屋証明書	310	403,000	310		1,300円
建物現況確認証明書	28	14,000	28		500円
建物滅失証明書	33	9,900	33		300円
事業所証明書	43	12,900	42	1	300円
固定資産(補充)台帳 登録事項証明書	32	9,600	32		300円
そ の 他	405	6,660	405		名寄帳1枚10円等
合 計	27,850	6,749,780	21,242	6,556	

※出張所等…西部・東部出張所，市民窓口ステーション

※コンビニ交付分…地方公共団体情報システム機構への委託手数料を差し引いた分

市 税 概 要 (令和元年度版)

発 行 年 月 令和元年9月

編 集 龍ヶ崎市市民生活部税務課

〒301-8611 龍ヶ崎市 3 7 1 0 番地

TEL 0297-64-1111

FAX 0297-60-1580
